

○国土交通省物流政策推進本部の設置に関する訓令

(平成 24 年国土交通省訓令第 38 号)

制定 平成 24 年 7 月 20 日国土交通省訓令第 38 号

改正 平成 25 年 6 月 27 日国土交通省訓令第 39 号

国土交通省物流政策推進本部の設置に関する訓令を次のように定める。

国土交通省物流政策推進本部の設置に関する訓令

(設置及び目的)

第 1 条 国土交通省の所掌事務に係る物流に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、国土交通省に、国土交通省物流政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(事務)

第 2 条 本部の事務は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省の所掌事務に係る物流に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長 大臣
- (2) 本部長代行 副大臣及び大臣政務官
- (3) 副本部長 事務次官、技監及び国土交通審議官
- (4) 本部員 官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房建設流通政策審議官、大臣官房物流審議官、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房総括監察官、総合政策局長、総合政策局情報政策本部長、国土政策局長、

土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土交通政策研究所長、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会事務局長及び海上保安庁長官

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部長代行は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長及び本部長代行に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、第1項第4号に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。

(幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、本部員の属する部局の職員のうちから本部長が指名した者で構成し、総合政策局物流政策課長及び道路局企画課長が主宰する。

3 前条第5項の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、総合政策局物流政策課及び道路局企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年7月23日から施行する。

附 則 (平成25年国土交通省訓令第39号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。